

# 江戸時代における竹島および松島の 認識について

池内 敏\*

## <目 次>

1. はじめに一元禄竹島渡海禁令
2. 安籠福事件の歴史的評価
3. 地図と地誌の読み方
4. 江戸時代の松島（竹島／独島）
5. おわりに

## 1. はじめに一元禄竹島渡海禁令

江戸時代から明治期に到るまで、鬱陵島のことを日本では竹島（または磯竹島）と呼んだ。これを本稿では竹島（鬱陵島）と表記する。一方現在の竹島／独島は「松島」と呼ばれた。これを松島（竹島／独島）と表記する。なお、明治期に入ってから鬱陵島を松島と呼ぶ事例が見れるが、本稿ではとくに該当事例がない。

さて、松島（竹島／独島）に関わる歴史的痕跡を文献史料で直接にたどるのは難しい。卑見では、この島が文献史料上に明確に現れるのは1640年代後半になってからである（大谷家文書、後述）。したがって、松島（竹島／独島）の歴史的認知に関わっては、近隣に所在する鬱陵島

\* 名古屋大学大学院 文学研究科 教授

や隠岐諸島との関わりから間接的に論じられてきた。また15世紀以後、竹島（鬱陵島）に対しては朝鮮王朝政府によって空島化政策がとられて朝鮮人の渡航・居住が厳禁されたから、この島は永らく無人島のごとき様態を呈していた、そこに日本人の姿が見えるのは1590年代からのことである。

伯耆人弥七が「いそたき人參」を興福寺多門院英俊のもとにもたらしたのが1592年、出雲三尾関の馬多三伊（又左衛門）ら七名が鬱陵島出漁中に漂流して朝鮮に到ったのが1618年、密かに竹島（鬱陵島）渡海を行っていた対馬人弥左衛門・仁右衛門親子（または鷺坂弥左衛門親子）が捉えられて処罰されたのが1620年のことである。

したがって、鳥取藩領米子町人大谷甚吉・村川市兵衛が「竹島渡海免許」（鳥取藩主池田光政宛の老中連署奉書）を受ける1625年よりも前から、意識的に竹島（鬱陵島）渡海を行う者たちが山陰地方沿岸部に広範に存在したことが明らかである。また、鳥取城下の初期商人石井宗悦も1640年代に竹島（鬱陵島）渡海に関心を示していた。1660～80年のころには大谷・村川以外の「他所の者」が竹島（鬱陵島）に入り込んで木材の伐採を試み、大谷・村川両家とのあいだで利権争いを生じている。

これらからすれば、因幡から対馬に到る山陰地方沿岸部の人々には竹島（鬱陵島）渡海とその利権に与る可能性があり、ひとつの藩領を越えて各地に潜在的に競合する勢力があったから、大谷・村川両家は鳥取藩の免許ではなく幕府の免許をこそ必要とした。競合する勢力を排除したり配下に収めたりしながら、大谷・村川両家は竹島（鬱陵島）渡海の利権を排他的に確保していった（1）。そして漁は、毎年一度、2～3月ころに米子から出雲三尾関、隠岐福浦を經由して竹島（鬱陵島）渡海がなされ、7月ころまで島に滞留しながら行われた。漁が終われば鳥取藩領に戻ったから誰もそこに居住したわけではない。

さて、1692年3月、大谷・村川家の船が竹島（鬱陵島）に出漁したところ島で多数の朝鮮人漁民と遭遇し、漁にならないまま米子へ戻った。翌年4月の出漁時もまた同様であった。そのため大谷・村川家の船は竹島（鬱陵島）にいた朝鮮人のうち二人（安龍福と朴於屯）を米子に

連れ帰り、鳥取藩家老に善処を求めた。これを受けて鳥取藩は大谷・村川家の権益保護を幕府に求め、幕府は対馬藩に対して竹島（鬱陵島）への朝鮮人出漁禁止を求める日朝交渉を命じた（元禄竹島一件のはじまり）（2）。

この交渉は紆余曲折をたどるが、「竹島（鬱陵島）への朝鮮人出漁禁止を求める」交渉は難航した。鬱陵島が朝鮮領であることは朝鮮側文獻に明瞭であり、そうした島への日本人渡航を保障し朝鮮人渡航を禁止することは、朝鮮側からすれば筋違いの要求と思われた。一方、対馬藩では幕府命令である以上、それを忠実に実現するために様々な議論がなされ、それらは朝鮮側と折り合いがつかなかった。

1695年7月、対馬藩では、膠着した事態を打開し今後の交渉をいかに進めるかについて幕府と協議することを決め、江戸での協議が11月末から始められた。12月24日、老中阿部正武は鳥取藩江「藩邸」に対して竹島（鬱陵島）に関わる七点の確認を行った。その第一点めは「因幡・伯耆に付属する竹島（鬱陵島）は、いつの頃より両国（因幡・伯耆）に付属したものか」というものであり、翌日なされた鳥取藩の回答は「竹島（鬱陵島）は因幡・伯耆に付属するものではない」とした。この回答を受けて阿部は、年明け早々の1696年1月9日、対馬藩家老平田直右衛門を呼び出して以下のように告げた。

年末に鳥取藩江戸藩邸に問い合わせたところ、竹島は因幡・伯耆に付属する島というわけでもなく、藩領民がそこへ渡海して漁を続けてきたというに過ぎない。もともと朝鮮領だったものを日本領にしたというわけでもなく、日本人が住んでいるわけでもない。また竹島までの距離は、伯耆から160里ほどなのに対し、朝鮮からは40里ほどである。とすれば、竹島というのは朝鮮の鬱陵島のことででもあろうか。今回の一件は、こちらから取って問題としない方が良いのではないか。ねじれた関係が解けずに凝り固まって、これまで継続してきた友好関係が断絶するのも良くなかろう。筋の通らないことを、御威光や武威でもって、相手をねじ伏せるようなやり方で通そうというのも不要なことである。

こう述べた上で、阿部は、当初、幕府が朝鮮人の竹島渡海禁止を求める交渉を命じておきながら、今回、まるで反対に日本人の竹島渡海禁止を容認するようになったとしても構わないとも述べた。この一件が重苦しくなるくらいなら、当初の意向と異なろうとも軽く解決する方がまだ、というのである。

鳥取藩に対して12月24日ののちさらに問合せがあったようであり、1月25日付の三通の覚書が残されている。うち一通は、竹島(鬱陵島)渡海者は鳥取藩領の者に限られること、それも大谷・村川両家に雇用された者に限られること、その際に出雲・隠岐の者を雇用する場合もあると述べた返答書である。一方、幕府は松江藩に対しても領民の竹島(鬱陵島)渡海について問いただしており、1月26日付の返答書で、隠岐・出雲の者は竹島(鬱陵島)渡海に積極的な関わりをもたないことを確認する。こうして幕府は、鳥取藩領(因幡・伯耆)民の動向さえ把握できれば事態は收拾できることを再確認したうえで、1月28日、竹島渡海禁令が鳥取藩主あてに示された。禁令が朝鮮側にも伝えられる必要があったから対馬藩もまた禁令を交付されたが、それは全国法令ではなかった(3)。現実には渡海を行ってきた鳥取藩領民に対する規制さえなされれば、渡海禁止の災があがると判断されたからである(4)。

竹島渡海禁令が伝えられたその日、対馬藩側は、この秋冬ころに朝鮮から対馬に使者(渡海訳官使)が派遣されてくるだろうから、その際に禁令内容を朝鮮側に伝えたい、と述べた。そして実際にも、対馬藩国元屋敷で渡海訳官使に竹島渡海禁令が伝えられたのは同年10月16日、訳官使一行が朝鮮に帰着するのが1697年1月10日のことである。朝鮮政府中央がその内容を知るのは、その後である。

こうして、江戸城内で竹島渡海禁令が伝えられた1696年1月28日から、その内容が朝鮮政府中央に伝わるまでに一年以上の時差=空白が存在する。その空白の時期に安龍福事件が発生した。

## 2. 安龍福事件の歴史的評価

安龍福事件は、その時期的範囲を、安龍福を含む11名の朝鮮人が隠岐国に現れた1696年5月から、一行が鳥取藩領賀露港から直接帰国

の途についた同年8月までを指すものとしておく(狭義の安龍福事件)。安龍福らは、同月末に朝鮮・江原道で捕縛され、朝鮮官憲によって審問を受けることとなる。なお、先述したように、右の事件に先立つ1693年にも安龍福は鳥取藩領に來ている。そのときの経験が「狭義の安龍福事件」と密接に関連するから、1693年の事件も含めて「広義の安龍福事件」とすることもできよう(5)。ここでの主たる分析対象は狭義のそれである。

さて、安龍福は、韓国では竹島/独島を護った英雄であり、日本では無名か若しくは虚言癖の男に過ぎない。朝鮮官憲の審問に際して安龍福が述べた「事件の発端」は以下のごとくである。

東萊人安龍福が母を訪ねて蔚山に至り、僧雷憲らと偶然に出会った。鬱陵島が物産豊かであることを説き、あわせて11名で鬱陵島へ渡航した。すると日本船が多数来泊していたので、安龍福は「鬱陵島はもともと朝鮮領なのに、どうして日本人が越境してこの地を侵すのか」と一喝した。これに対して日本人は「われわれはもともと松島に住んでおり、たまたま漁のために出てきたまでで、今ちょうど帰ろうとしていたところである」と弁明した。これを聞いて安龍福は「松島とはすなわち子山島(于山島)のことではないか。これもまたわが国の土地である。どうしてそんなところに住んでいるのか【松島即子山島、此亦我国地、汝敢住此耶】A」(【内が原文、以下同様)と述べ、逃げる日本人を追跡し、船を曳いて子山島(于山島)に到った。島では日本人が釜を並べて魚を煮ていたので、安龍福は再び厳しく叱責した。日本人がさらに逃走するのを追いかけて、安龍福たちは隠岐島に到った。

(『肅宗実録』肅宗22年(1696)年9月25日条)

右の口述記録にある【】で示した部分が、安龍福を英雄視するひとつの根拠となっている。鬱陵島近くに于山島なる小さな島があることは、朝鮮王朝の記録類に間々現れ、朝鮮半島を描く古地図からも知られてきた。ただし、記録によっては「于山島は鬱陵島の別名だ」とする説明もあり、また古地図に見える于山島は鬱陵島の西側や南側に描かれること

が多く（竹島／独島は鬱陵島の東南にある）、于山島が実在するなどの島を指すかは明瞭でなかった。しかし、ともかくも記録類や古地図に明らかな島であったから、朝鮮領の小さな島が鬱陵島の近在にあることは確かだと思われてきた。そうしたなか、于山島（子山島）と松島（竹島／独島）とを一致するものとして結びつけて理解した史上最初の朝鮮人が安龍福である。右の《A》発言によって、韓国では安龍福を韓国領土＝独島を護った英雄とみなしている。一方、安龍福が竹島（鬱陵島）で日本人と遭遇したとする時期は竹島渡海禁令が出された後であったから、そうした遭遇自体がありえない（6）。日本で安龍福を虚言癖の男とする論拠の一つである。

ところで1696年5月20日に隠岐に到った安龍福一行は、やがて隠岐を発って6月4日に伯耆国赤碕に現れる。翌日には更に東方の青谷・専念寺で鳥取藩儒者辻晩庵が一行との筆談を試みる。その後安龍福一行は鳥取城下の方へ移送されるが城下に入った史実が存在せず、城下から離れた湖山川沿いの東禅寺および湖山池で約一ヶ月間を過ごした[池内敏2008]。7月24日幕府は安龍福らを直ちに追い返すよう命じ（8月4日に鳥取藩国元に伝わる）。8月6日、一行は賀露港を発って帰国の途についた。江原道襄陽で江原監司によって捕縛されるのが同29日のことである。

この間の動静について、朝鮮官憲に対する供述では、安龍福は以下のような発言等を行なった（『肅宗実録』肅宗22年年9月25日条）。

隠岐では「先年（1693年）日本へ来たときに『鬱陵・子山等の島を朝鮮領として日本との境界と定める』という関白（徳川将軍）の文書を得た【頃年吾入来此处，以鬱陵・子山等島，定以朝鮮地界，至有関白書契】《B》」と発言した。鳥取藩領では「鬱陵子山両島監税将」と名乗り、青帖裏の官服・黒布の冠・皮靴を身にまとった。鳥取城下では対座した藩主から来た理由を問われたから、「前に鬱陵・子山両島に関する将軍の文書を得たのは明らかなのに、それを対馬藩主に奪われてしまった【前日以両島事，受出書契，不啻明白，而对馬島主，奪取書契】《C》」こと等を訴えたかったと述べた、等々。ここで《B》《C》の発言が事実とすれば、江戸幕府は竹島（鬱陵島）と于山島（子山島）＝松

島（竹島／独島）を朝鮮領と認知していたこととなる。そうした幕府発言を引き出した安龍福は「独島を護った英雄となる。

しかしながら、先述の《A》～《C》の内容自体は、同時期の日本側史料と突き合わせて検証すれば、それが歴史的事実でないことは既に明らかであり、再論する余地はない。

隠岐・村上助九郎家文書「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書」（以下、村上家文書と略す）によれば、安龍福は、鳥取藩主へ訴えがあり（7）、鳥取藩領へ直行しようとして偶然に隠岐へ到着したことを明言する。隠岐での事情聴取に際して、竹島（鬱陵島）で出遭った日本人を追跡してきたといったことは、一切論じない。《A》が隠岐渡航の最大の眼目であったならば、なぜ一言も述べなかったのか。《A》が発せられたとする朝鮮官憲への供述には客観的な裏付けがない。

また、1693年の安龍福は、竹島（鬱陵島）出漁をめぐる競合の末に大谷・村川家の船によって連行されたに過ぎず、幕府はこれを契機に対馬藩に対して「竹島（鬱陵島）への朝鮮人出漁禁止を求める」日朝交渉を命じた。そうした状況下で徳川将軍が鬱陵島・子山島を朝鮮領と認める文書を書けるはずもなく、鳥取から長崎・対馬府中経由で送還された安龍福が将軍直書を受け取る機会もない《B》。一方、「鬱陵子山両島監税将」なる官職は朝鮮王朝に存在せず、参勤交代で江戸滞在中だった鳥取藩主池田綱清が鳥取城に戻るのは7月19日だから、時期的に安龍福と対面できたかどうかは微妙である。また時期的に微妙なだけでなく、1696年の安龍福は鳥取城下には入っていないのだから、藩主であろうが重臣であろうが、鳥取藩の重役と会見した史実は全く存在しないのである[2008]。そうである以上は、《C》なる発言の存在自体がありえない。

ところで、1696年1月28日に発せられた竹島渡海禁令は、同年5～8月の安龍福事件を挟み、1697年1月10日以後に朝鮮政府中央に伝わった。最終的に日朝間で合意に達した渡海禁令では竹島（鬱陵島）への日本人渡海禁止を述べている（9）。安龍福事件を経た前後でその中身に変化は見られないから、元禄竹島（鬱陵島）一件交渉の結論に安龍福（事件）の影響は皆無である。このときの日本側・朝鮮側いず

れもが松島（竹島／独島）を不問に付している以上、17世紀末にあつては、松島（竹島／独島）は日朝間の係争地ではなかった。したがって、安龍福事件は松島（竹島／独島）の歴史的帰属問題にとって何らの意味ももたない。この事件は、日本にとっても韓国にとっても、竹島／独島がいずれの領土であるかを証明する歴史的根拠とはならない。

### 3. 地図と地誌の読み方

江戸時代に作成された日本地図に見られる竹島（鬱陵島）・松島（竹島／独島）について、近年以下のようなことが論じられている。

たとえば保坂祐二は、江戸時代に作成された日本地図七点を掲げ、隠岐諸島の西北に竹島（鬱陵島）・松島（竹島／独島）がいずれも描かれないことを例示したうえで、「江戸時代に作製された日本地図には独島が抜け落ちているものがかなり多い。それは、日本が独島を朝鮮領と認知していた証拠」だとする。また保坂は松島（竹島／独島）の描かれた地図もまれにはあることを認めた上で、その場合は「独島が必ず鬱陵島とともに描かれている」ことに注意を喚起する〔保坂祐二〕。これに対し、江戸時代末期の「皇国総海岸図」に松島（竹島／独島）が記載されるのをもって「幕府が竹島を日本領土として認識していたことを示す貴重な資料」として紹介される（島根県・竹島研究会第八回会合での研究成果の一部。山陰中央新報2006年5月31日付記事）。

あるいは、日本の官撰地図で松島（竹島／独島）を最初に画いたのは長久保赤水「日本輿地路程全図」（1773年）であり、同人による「日本路程輿地図」（1778年）が「日本本土とその付属地にはすべて彩色をほどこしているが、竹島と松島は、朝鮮半島とともに彩色していない」から、官撰地図では竹島（鬱陵島）・松島（竹島／独島）が日本領としては扱われていない〔堀和生〕、ともいう。これに対して下條正男は「鈴木驥園が長久保赤水の『日本輿地路程全図』を改訂して刊行した『増訂日本国郡輿地路程全図』（中略）では、竹島、松島（中略）にも日本本土と同じく黄色い彩色がほどこされている」として批判する〔下條正男〕。また「フォトしまね161号」（島根県総務部、2006年2月）は、最終面全面に色刷りで「大日本海陸全図」（1864

年）を掲げ、「竹島、松島ともに、隠岐諸島と同じ黄色で彩色されている点で、貴重な史料」と付記する。

右に見るように、江戸時代の日本地図をめぐるには、松島（竹島／独島）の描かれる／描かれないが論点となり、松島（竹島／独島）に彩色のある／なしが論点となっているが、ここで問題とすべきは論じ方についてである。右の論点整理にも明らかなのは、「描かれる／描かれない」「彩色のある／なし」いずれの場合も、自身の論に整合的な古地図に依拠しつつ論じる傾向である。対立する論者の掲げる古地図もまた捏造されたわけではないのだから、江戸時代の日本地図で松島（竹島／独島）の描かれたものもあれば描かれないものもある、松島（竹島／独島）に彩色のあるものもあれば無いものもある、というのは明らかな事実である。したがって、一見矛盾するふたつの要素をともに考慮に入れながら、江戸時代に作製された日本図をいかに理解すべきなのかが問われるべきだろう。

さて、「日本古地図集成」（鹿島研究所出版会、1981年）・『日本古地図大成』（講談社、1984年）等によって江戸時代に作製された日本図を20点ほど集め、編年順に並べて竹島（鬱陵島）・松島（竹島／独島）記載や彩色の有無を検討すると、そこに年代的な特徴が現れてくる〔池内敏2007〕。

まず第一に、「日本国之図」（1656年）から「日本図・中国図」（1727年）までの点7には、いずれも竹島（鬱陵島）・松島（竹島／独島）の記載がない。第二に、「日本分野図」（1754年）に初めて竹島（鬱陵島）のみが登場するが、彩色がなされない。また「日本輿地路程全図」（1774年）から「重鑄日本輿地全図」（1783年）に到る4点には竹島（鬱陵島）・松島（竹島／独島）両島が記載され、両島ともに彩色がなされない。第三に、「三国通覧輿地路程全図」（1785年）から「新刊輿地全図」（1861年）に到る9点には概ね両島が描かれ、彩色がほどこされる（8）。すなわち江戸時代の日本図における竹島（鬱陵島）・松島（竹島／独島）記載や彩色の有無に関わる年代的な特徴とは、「D記載無し→E記載あり無彩色→F記載あり彩色」とする変化のことである。DからEへの変化は概ね18世紀前半に、

EからFへの変化は18世紀末に置くことができる。

ところで、江戸時代に描かれた隠岐国図(1633~1826年、4点)に竹島(鬱陵島)・松島(竹島/独島)が描かれることはないが、いずれにも島後・福浦に竹島(鬱陵島)に関わるほぼ同一の記述が見える。竹島(鬱陵島)渡海は福浦からなされるとする記述である。これらは先述の17世紀鳥取藩領米子町人らの竹島渡海の実事を踏まえた記載であり、いわば地元の経験的知識が反映し引き継がれたものである。

これに対し日本図で18世紀前半に到るまで竹島(鬱陵島)に関わるいかなる痕跡も見出すことができないのは、そうした経験的知識等が地元以外では共有されていなかったからに過ぎない。17世紀末の元禄竹島一件交渉のちですら竹島(鬱陵島)周辺海域は空白のままであった。空白域に島の姿が描き込まれるようになった背景にはどのような事情があるだろうか。しばし地誌の記述に頼ることとしよう。

隠岐国の地誌における竹島(鬱陵島)・松島(竹島/独島)の記述を年代順に追いかけてみよう。まず、『隠州視聴合記』(1667年)では「然則日本之乾地、以此州為限也(したがって、日本の西北境界は此州=隠岐国をもって限界とする)」として隠岐国が日本の西北境界だと明示する[池内敏2006A]から、竹島(鬱陵島)・松島(竹島/独島)両島は日本の版図外である。『隠岐国風土記』(1736年)も同様に両島を日本の版図外とした上で、寛文年中(1660年代)までは隠岐から竹島(鬱陵島)へ出漁していたこと、近年ではそうしたことも絶え、かわりに朝鮮人が来島することを記す。『隠岐古記集』(1823年)も両島を日本の版図外とし、「今は朝鮮人が来て住んでいる」と述べる。

これらに対し、隠岐国地誌以外では18世紀以後、「徳川綱吉のときに(中略)竹嶋を朝鮮へ御与えになったとか言われている」(『草廬雑談』[1738年])とか「この島[竹島(鬱陵島)]は、もともと日本の属島であったが、遂に朝鮮に取られてしまった」(『中陵漫録』[1826年])とする記述がある。隠岐国地誌では、1827年以後の作と思われる『隠岐の家つと』に「いつの頃だったか、どうしても竹嶋を欲しいと彼の地[朝鮮]の方から乞うてきたので、その望みどおり

に与えたから今は朝鮮のものとなったのだという」とする記述が現れる。いずれも、竹島(鬱陵島)はもともと日本領であったが、朝鮮が望むので与えたから今では朝鮮領となった、とする見解である。

とすれば、17世紀半ばから19世紀前半に到るまで、竹島(鬱陵島)・松島(竹島/独島)が日本の版図外であるとする領域認識があり、また少なくとも竹島(鬱陵島)は日本領ではないことを17世紀末の幕府が公式に確認している。日本図上に竹島(鬱陵島)・松島(竹島/独島)が描かれなかったり、描かれても彩色されないというのは、こうした認識の広まりを背景にしているだろう。

一方、こうした地図表現にやや遅れながら、18世紀前半には、竹島(鬱陵島)はもともと日本領だったが今は朝鮮領となった、とする見解が現れた。1836年に発覚した天保竹島一件に際して全国法令で周知された天保竹島渡海禁令は、竹島(鬱陵島)を「元禄のときに朝鮮国へ御渡し」になった島だと定義したから、19世紀にはこうした誤解が広く流布するようになった。19世紀の日本図で、竹島(鬱陵島)・松島(竹島/独島)が日本本土と同色に彩られる場合があるのは、こうした認識を背景としている。ここで元禄竹島一件裁定時の老中阿部正武の発言を見れば、右の誤解が史実を無視したものであることは明らかだから、両島について、本土と同色で塗られた日本図の存在をもって日本領とする証拠たりうるかは甚だ怪しいのである。

#### 4. 江戸時代の松島(竹島/独島)

松島(竹島/独島)に直接に言及した文献史料が少ないから、その歴史的認知については、竹島(鬱陵島)や隠岐との関わりから間接的に論じざるをえなかった。そのためこんな説がまかり通ってきた。元禄竹島渡海禁令は日本人の竹島(鬱陵島)渡海禁止について述べたままで、禁令には松島(竹島/独島)への渡海禁止が書かれない。したがって、禁令のちも日本人は松島(竹島/独島)への渡海を行った可能性がある、と。果たしてこの理解は妥当なのだろうか。

元禄竹島渡海禁令が出された直接の契機は、1695年12月25日付でなされた鳥取藩の返答書である。当時進められていた日朝交渉が竹

島（鬱陵島）渡海をめぐるものであっただけに幕府の関心は竹島（鬱陵島）にあり、「竹島（鬱陵島）は鳥取藩領ではない」とする返答はその関心に的確に応えたものであった。ところが、鳥取藩が返答書の末尾に「竹島（鬱陵島）・松島（竹島／独島）をはじめとして鳥取藩領に付属する島は存在しない」とする一項を付け加えたため、幕府は困惑したようである。年明け早々に幕府は鳥取藩に対し「松島（竹島／独島）とは何か」を問うた。1月25日付の返答書は、伯耆国・朝鮮から松島（竹島／独島）までの距離（第一項・第二項）について述べたのち、「松島（竹島／独島）は日本領ではない」（第三項）、「松島（竹島／独島）は竹島（鬱陵島）渡海の途中で立ち寄って漁をする。鳥取藩領以外の者が松島（竹島／独島）で漁をすることはない」（第四項）と付け加える。

右の返答書は先述した同日の鳥取藩返答書とともに幕府に提出された。そして翌日の松江藩返答書とともに併せ検討された結果、1月28日に竹島渡海禁令が発せられた。渡海禁令作成過程に鳥取藩・松江藩返答書が大きく影響を与えていることを考えれば、禁令中に松島（竹島／独島）に関わる明文記載は何も無いものの、「松島（竹島／独島）は日本領ではない」とする鳥取藩返答が踏まえられていると考えねばなるまい。先述のように、鳥取藩領民の竹島（鬱陵島）渡海さえ取り締まれば禁令の実は上がると考えられていた。松島（竹島／独島）に関わる鳥取藩返答書第四項にしたがえば、鳥取藩領民の竹島（鬱陵島）渡海が禁止されれば、同様に松島（竹島／独島）渡海を行う者は皆無となる。

やや別の観点から検討してみよう。文献史料に松島（竹島／独島）が明瞭な姿を現すのは1640年代後半のものと思われる大谷道喜あて石井宗悦書状（大谷家文書）においてである。書中で宗悦は、村川市兵衛が「70~80石程度の小船で松島（竹島／独島）へ行き、そこにいるアシカを鉄砲で追い立てれば、アシカは竹島（鬱陵島）の方へ逃げてゆくだろうから、そうすれば竹島（鬱陵島）での収獲も増えるに違いない」と述べたことを記載する。ここに示されている松島（竹島／独島）の利用価値は、その島自体の漁獲ではなく、竹島（鬱陵島）での漁に付随して生じる性質のものである。

大谷・村川家の最後の竹島（鬱陵島）渡海となった1695年、島に

は多数の朝鮮人がいたために着岸できず、そのまま帰途につき松島（竹島／独島）で「鮑を少々採った」という。竹島（鬱陵島）渡海が禁止されたのち、仮に松島（竹島／独島）だけに渡海したところで採れる鮑も「少々」に過ぎず、家業を維持できるような漁獲は見込めなかった。また、天保竹島一件で捕縛された会津屋八右衛門は、竹島（鬱陵島）渡海時の様子を次のように供述している。隠岐国福浦を出帆して松島（竹島／独島）の間近を通ったので船中から島の様子を確かめたが、思った通りの小島で樹木もあまり無く、どうにも収獲の見込めそうもない場所【見込無之場所】と思われたのでわざわざ上陸せずに通過した、と。現実の渡海者が見た松島（竹島／独島）はまるで魅力のない「（収獲の）見込みが無い場所」であった。松島（竹島／独島）は単独で活用するだけの価値に乏しく、竹島（鬱陵島）渡海と併せての利用ができて初めて活用しえたのである。さればこそ、大谷・村川家は竹島（鬱陵島）復活嘆願を繰り返したのである。

元禄竹島渡海禁令後におけるそうした事情は、朝鮮側も同じである。朝鮮王朝は、この禁令を経て17世紀末以後、それまでの鬱陵島空島化政策を内実をともなったものとして推進していった。密航者を取締るために2~3年に一度ずつ鬱陵島に捜討使を派遣する制度は、この時期から厳格に運用されるようになったという。とすれば、朝鮮人で鬱陵島へ渡航する者はもちろん、その先にある竹島／独島まで渡航することなど想定できない。また、各回の捜討使の復命書のなかに竹島／独島の姿を見出すのは難しい。

1690年代から1880年代に到る間、日本側も朝鮮側も、隠岐諸島と鬱陵島のあいだに竹島／独島が存在することを認知してはいただろう。それは隠岐国地誌類や安龍福事件を通じて確認できる。しかしながら、当該期の両国政府はいずれも、領有の対象として松島（竹島／独島）の名を挙げたことが無い。とすれば、少なくともこの時期を通じて、松島（竹島／独島）はそれぞれの領有認識の対象外に置かれていたとするほかあるまい。

日本人によって松島（竹島／独島）の活用が再開されるのは、竹島（鬱陵島）と併せての利用が再開される1880年代以後のことである。

この1880年代には朝鮮では鬱陵島空島化政策が放棄されるから、朝鮮人による鬱陵島利用が公認される時期でもある。竹島／独島が地理的認知の対象から領有認識の対象へと転換を遂げてゆくのは、この時期からではなかったろうか。竹島問題に関わって論ずべき「歴史」とは、これ以後についてである。これ以前の「歴史」は、こんにちの竹島／独島の歴史的帰属問題と直接に関わるものではない。

## 5. おわりに

江戸時代の日本人の関心は竹島（鬱陵島）にはあったが、松島（竹島／独島）に対してはそうではなかった。この時代にはこの島単独での収益が見込めなかったからである。したがって、島の存在は知られていたし、ままた遠望されたこともあろう。しかし、領有認識の対象とまではなりえなかった。

事情は朝鮮側でも同じである。竹島／独島へ実際に到達した朝鮮人は文献史料上は安龍福だけである。安龍福は、朝鮮国図に描かれてきた于山島を、実在の島である松島（竹島／独島）と結びつけて説明したにもかかわらず、そのこと自体は安龍福事件の当時もその後も一切議論となっていない。山陰地方の人々の使用していた島名＝松島の名は、朝鮮側史料中では安龍福の発言を離れて存在することはなく、安龍福が評価されるのは、常に「鬱陵島を護った」事実である〔池内敏2009〕。松島（竹島／独島）は朝鮮王朝にあっても領有認識の対象外であった。

こうして実際にはその当時はいずれの領有認識からも外れていた島について、現実の政治的要請から「みずからの固有の領土」だと思こんで史料を誤読するから、杜撰な議論が繰り返られることとなる。自身の主張に凝り固まり思考の枠組みが固着してしまうと、日本でも韓国でも相手側論証の杜撰さばかりが目について相手を非難しがちとなり、考えるべき繊細な事柄がさまざまに存在するにもかかわらず、論点は次第に単純化され矮小化されてゆく。議論の質は低下するばかりである。

こうした現状のもと、歴史研究者のすべきことは、ナショナリズムを煽ることではない。竹島の領有をめぐる歴史問題に関わって、根拠が曖昧にもかかわらず断定的で一方的な主張がなされるときには、少し立ち

止まって冷静さを取り戻せるような丁寧な論証を提示すること、そうした態度を心がけておきたい。最近では韓国人研究者も様々である。依然として、杜撰な史料解読をもとに単純明快で民族主義的な主張をする人たちも、まだいるにはいる。しかしその一方で、謙虚かつ客観的に史実を見つめ直そうとする人たちも現れてきた。きちんとした議論のできる人たちと真摯な議論を重ねることが、この問題の解決のための前提条件である。

## 註

(1) 「竹島渡海免許」の性質がそのようなものである以上、大谷・村川家が、竹島（鬱陵島）を自分たちが「拝領」したものと主張しこそすれ、「日本領」だと主張する利点は何も無かった。また1625年以後、大谷・村川家に雇われない限りは竹島（鬱陵島）への渡海は困難であったから、一般的・客観的にこの島が「日本領」であったとは言えない。

(2) 安龍福と朴於屯は、当時における日本漂着朝鮮人の本国送還に準じ、鳥取から長崎・対馬府中を経て釜山に送り届けられた。元禄竹島一件交渉は、この両名の引き渡しとともに東萊府（朝鮮政府の出先機関）と対馬藩とのあいだで開始された。

(3) 鳥取藩と同じ1月28日に竹島渡海禁令を受けた対馬藩は、老中に対し、この禁令を朝鮮側に伝達し終えるまでは鳥取藩に対しても伏せておくよう求めている。この点からしても、この禁令があくまで個別に与えられた法令であることが分かる。なお、鳥取藩江戸藩邸に伝えられた禁令が、鳥取藩国元に伝わるのは同年8月1日のことである。

(4) こうした点から翻って考えてみても、17世紀の竹島（鬱陵島）は、日本人一般が渡航できるような日本領と認識されていなかったことが明らかである。

(5) 韓国では、1693年の事件を安龍福の第一次渡日事件、1696年のものを第二次渡日事件と呼んだりする。しかしながら、本人の意



志とは無関係に鳥取藩領に連行された1693年と、本人の意志で鳥取藩領を目指して来航した1696年の二つの事件を、第一次・第二次と括るのは妥当とも思えない。

(6) 註(3)に記したように竹島渡海禁令が鳥取藩領に伝わるのが8月1日であったから、1696年春の漁期に鳥取藩領民が竹島渡海を行なった「可能性」も皆無ではない。しかしながら、隠岐・村上助九郎家文書(後述)を丁寧に読み解いてゆけば、恐らく安龍福と日本人の遭遇した事実は無かったとするのが順当である。

(7) 「鳥取藩主へ訴えがあつてやって来た」とする村上家文書の記述は、鳥取藩主に《C》を訴えたかった、とする朝鮮官憲への供述を裏打ちするかに見える。《C》は《B》を前提としており、《B》は史実と矛盾するから全く成り立たない以上、《C》それ自体が訴えたかった中身とは言えない。訴えたかった中身は具体的には不明である。しかし、鳥取藩も徳川幕府も訴えの中身を把握したうえで黙殺したことも明らかである[池内敏2006A, 07B, 08]。竹島(鬱陵島)をめぐる日朝交渉が完結しない段階で、脇から領土問題に関わる訴訟が提起されて黙殺されるとは到底考えられないから、安龍福の訴えが領土問題と無関係なことだけは確実である。

(8) ただし彩色のあり方は一様ではなく、朝鮮半島と同色の場合(「三国通覽輿地路程全図」[1785年]、「清朝一統之図」[1835])もあれば、日本の西国と同色の場合(「日本並北方図」[1796年])もあり、ただ単に隣接地と区別するための彩色の場合(「大日本之図」[1809年])もある。

## 参考文献

- 池内敏 [2001] 「17~19世紀鬱陵島海域の生業と交流」、『歴史学研究』756
- [2005] 「近世から近代に到る竹島(鬱陵島)認識について」、『日本海域歴史大系』第四卷近世篇I, 清文堂
- [2006A] 「大君外交と「武威」」, 名古屋大学出版会
- [2006B] 「「竹島/独島=固有の領土」論の陥穽」, 『RATIO』2, 講談社
- [2007A] 「近世日本の西北境界」, 『史林』90-1
- [2007B] 「隠岐・村上家文書と安龍福事件」, 『鳥取地域史研究』9
- [2008] 「安龍福と鳥取藩」, 『鳥取地域史研究』10
- [2009] 「安龍福英雄伝説の形成・ノート」, 『名古屋大学文学部研究論集』史学55
- 川上健三 [1966] 『竹島の歴史地理学的研究』, 古今書院
- 下條正男 [2004] 『竹島は日韓どちらのものか』, 文春新書377
- 田川孝三 [1988] 「竹島領有に関する歴史的考察」, 『東洋文庫所報』20, 初出は1960年前後
- 内藤正中 [2000] 『竹島(鬱陵島)をめぐる日朝関係史』, 多賀出版
- 保坂祐二 [2005] 『日本古地図に独島は無い』, 子音と母音社【韓国】
- 堀和生 [1987] 「1905年日本の竹島領土編入」, 『朝鮮史研究会論文集』24

\*本稿は、池内敏 [2006B] をもとにしながら、池内敏 [2008, 09] を踏まえて修正を加えたものである。